

いの町農業委員会議事録

日 時 令和7年3月28日(金) 14時00分～15時00分
場 所 いの町役場本庁舎 1階 いのホール

出席委員 16名

1	北川 善雄	出		坂本 卓也	出
2	井上 繁利	出		水田 博章	出
3	水田 亮	出		廣瀬 誠一	—
4	和田 光正	出		岡林 章夫	—
5	池澤 秀幸	出		山岡 孝志	出
6	筒井 延代	出		和田 守正	—
7	森田 健一	出		中岡 弘明	出
8	大原 久子	出		西野内 國廣	—
9	刈谷 真幸	出		森田 弘志	欠
10	川崎 信一	出		山本 武巧	出
11	坂本 妙子	出		和田 光隆	—

農業委員会事務局 4名

吾北分室	北川 滯
本川分室	—
書記	川田 裕也
書記	井上 隆司

議 題

- 第10号議案 非農地証明願について
- 第11号議案 農地法第3条規定による許可申請について
- 第12号議案 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について
- 第13号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 第14号議案 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届の専決処分について
- 第15号議案 いの町農用地利用集積計画に対する諮問について
- 第16号議案 農地中間管理事業に係るいの町農用地利用集積計画に対する諮問について
- 第17号議案 令和7年度最適化活動の目標の設定について

《開会の挨拶》

議 長 第10号議案非農地証明願について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。それぞれの関係委員の発言を求めます。

委 員 受付21ですが、何ら問題はありません。(山本)

委 員 受付22ですが、何ら問題はありません。(坂本)

議 長 関係委員の発言が終わりました。何かご質問等ございませんか。ないようでしたら、採決にうつりたいと思います。問題ないということで賛成の方は賛成の札を挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということ第10号議案につきましては可決されました。続きまして第11号議案農地法第3条規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。それぞれの関係委員の発言を求めます。

委 員 受付53と受付55ですが、何ら問題はありません。(山本)

委 員 受付54ですが、何ら問題ありません。(坂本)

議 長 関係委員の発言が終わりました。何かご質問等ございませんか。ないようでしたら、採決にうつりたいと思います。問題ないということで賛成の方は賛成の札を挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということ第11号議案につきましては可決されました。続きまして第12号議案農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について事務局から報告をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 第12号議案につきましては報告とさせていただきます。続きまして第13号議案農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりましたが、こちらの件は工事の遅れにより完了時期が一年間遅れるという申請です。何かご質問等ございませんか。ないようでしたら、採決にうつりたいと思います。賛成の方は賛成の札を挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで第13号議案につきましては可決されました。続きまして第14号議案農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届の専決処分について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 第14号議案につきましては、農地転用届の専決処分ですので報告で終わりたいと思います。続きまして第15号議案いの町農用地利用集積計画に対する諮問について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。それぞれの関係委員の発言を求めます。

委 員 受付1につきましては、再設定ということで何も問題ありません。(水田)

事務局 受付2につきましては森田推進委員が欠席のため事務局が発言いたしますが、きれいにされており問題ないとの意見をいただいています。

議 長 関係委員の発言が終わりました。何かご質問等ございませんか。ないようでしたら、採決にうつりたいと思います。賛成の方は賛成の札を挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで第15号議案につきましては、問題なしということで答申しておきます。続きまして第16号議案農地中間管理事業に係るいの町農用地利用集積計画に対する諮問について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

委 員 ニュードライバー学院裏手より上っていった農道に沿った畑になります。現在は北浦の灌漑事業を行っている場所であります。(山岡)

議 長 借主、貸主は何名ですか。

事務局 重複している方もいますが、借主10名、貸主18名です。補足ですが、北浦の灌漑事業をする際に中間管理機構に全体の50%の農地を預けることが条件になっており、事業の次の段階が中間管理をするという状況ですので、かなりの人数となっています。

議 長 説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。

委 員 自分が土地を中間管理機構へ預けて、自分が借りるという事案はあるのか。そういったことはできるのか。

事務局 事案はなく基本的にはできません。例外があり、換地と言って一回土地をまっさらにして土地を組み直す、区画を整理する時には、一度本人も土地を全部出してそのあと自分が引き受けるということがあります。基本的な土地の貸し借りに関してはできないです。

議 長 その他ご質問等ございませんか。ないようでしたら、採決にうつりたいと思います。賛成の方は賛成の札を挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで第16号議案については計画通り進めてよいということで答申しておきます。続きまして第17号議案令和7年度最適化活動の目標の設定について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。第17号議案令和7年度最適化活動の目標の設定につきましては事務局が示した案で賛成の方は賛成の札を

挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで第17号議案につきましては報告しておきたいと思います。これにて議案審議を終了したいと思います。

《閉会の挨拶》

以上、会議の顛末を記載し、相違ない事を認めここに署名する。

令和 7 年 4 月 28 日

会長 北川 善雄

署名委員 大原 久子

署名委員 森田 健一